

第23節 公共施設・ライフライン施設応急対策計画

第1項 計画の主旨

公共施設や道路、河川等の公共土木施設、電気、電話、水道等のライフライン施設等が地震・津波により被害を受けた場合には市民生活の大きな混乱の原因となり、応急対策上も障害となる。

このため、これら施設の管理者は相互連携を深め、緊急点検を実施し被害状況を把握することで二次災害を防止し、被害の軽減及び拡大の防止のために迅速な応急復旧体制を整備する。

第2項 市が実施する対策

1 公共土木施設

(1) 道路、橋りょう（土木対策部）

緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

ア 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のための優先順位を明らかにする。

イ 道路上への倒壊及び落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。

ウ 被害箇所については早期に仮工事を実施して、交通を確保する。

エ 速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(2) 漁港施設（産業物資対策部）

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

災害の発生により漁港の各施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(3) 河川、海岸（土木対策部・産業物資対策部）

産業物資対策部地震による津波の発生が予想されることから、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除する。

第3章 災害応急対策計画

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所を施設利用者に周知する。

(4) 下水道施設等（上下水道対策部）

発災後、管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るために、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、当該施設が処理不能となった場合には、下水排除の制限を行う。

2 水道（上下水道対策部）

(1) 被害状況の把握等

発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。また、応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

(2) 施設の応急復旧計画

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者との連携を図りながら早期の復旧に努める。復旧の基本方針は次のとおりとする。

ア 給水効果の大きい主要な施設から復旧する。

イ 配水幹線、配水本管の早期復旧により、市内一円で管路による応急給水体制が取れるよう復旧工事を実施する。

ウ 早期復旧が可能な施設から工事を実施する。

エ 施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施する。

オ 基幹的な病院、高齢者や障がい者の施設、災害時において重要な役割を担う施設の復旧を考慮する。

なお、緊急に復旧するための工事及び資機材の調達等の実施に関して、鈴鹿管工事協同組合と協定を締結している。

資料編16-16 水道災害に関する協定（災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定（鈴鹿管工事協同組合））

(3) 広域応援

広域応援が必要な場合は、「鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）」に基づき応援要請を行う。

資料編16-16 水道災害に関する協定（三重県水道災害広域応援協定、公益社団法人日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定）

資料編6-2 水道応急復旧指定業者

3 資機材の配備（各担当部）

防災関係機関は、大地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 電気事業者の実施する対策

- (1) 災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、災害によって停電が発生した場合、利用者に対する広報活動を行う。
- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。
- (4) 地震の揺れに伴う電線等の断線により停電が発生した際は、市災害対策本部に対して被災状況や復旧の見込み時期等に関する目安を情報共有する。

2 都市ガス事業者の実施する対策

- (1) 災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、ガスによる二次災害を防止するため、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、災害によって被害が発生した場合、利用者に対する広報活動を行う。
- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

3 LPガス販売事業者の実施する対策

- (1) 関係機関等との連絡体制を確保し、ガス貯蔵施設等の被害状況を速やかに把握する。
- (2) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (3) 被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、早期のガス供給に努める。

4 固定通信事業者の実施する対策

- (1) 各交換機等通信設備の運用状態及び、対象地域に対する電力設備の運用状態を把握する。
- (2) 災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。
- (3) 災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、被災地区の復旧状況に対応する。

5 移動通信事業者の実施する対策

- (1) 災害対策本部等を設置し、関係部署及び関係機関等への情報伝達体制の確保、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。災害によって通信障害が発生した場合は、広範囲にわたっての広報活動を行う。
- (2) 災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。
- (3) 被害状況を勘案して復旧方針を立て、早期復旧を図る。
- (4) 大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

6 鉄道事業者の実施する対策

- (1) 地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。
- (2) 災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関等への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を把握する。利用客に被害範囲や被害の状況等を案内し、負傷者がいる場合は、応急手当てや乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- (3) 運転不能線区の輸送については、代替輸送の確保を図る。
- (4) 復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。
- (5) 運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。

7 一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策

- (1) 地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。
- (2) 災害対策本部等を設置し、関係部署や関係機関への情報伝達体制を確保し、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。利用客に被害範囲や被害の状況等を案内し、負傷者がいる場合は、応急手当てや乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- (3) 運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。
- (4) 災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

8 三重県石油商業組合の実施する対策

- (1) 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- (2) 関係機関との連絡体制を確保する。
- (3) 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

第24節 危険物施設等災害応急対策計画

第1項 計画の主旨

大規模地震が発生した場合、市内に存在する危険物施設、火薬類施設、ガス施設等において石油類（液化ガスを含む。）、火薬類、農薬、医薬品、放射性物質、工業用触媒等の物質の漏えい、火災、爆発が発生し、又は発生するおそれのあるため、二次災害を防止し又は軽減するための応急措置について、県計画に基づくもののほか、本計画による。

第2項 市等が実施する対策（消防対策部）

1 危険物製造所等施設

- (1) 危険時に際して、製造所等の所有者、管理者又は占有者及び事故を発見した者は、消防法の定めるところにより直ちに関係機関に通報する。
- (2) 市長は、緊急措置として製造所等の修理改造、移転及び使用停止並びに危険物の除去を命じ、必要があると認めるときは収去することができる。

2 火薬類保管施設

危険時に際して、火薬類の所有者、管理者又は占有者は、「火薬類取締法」に定める措置をとるとともに警察官、消防吏員、消防団員、及び必要に応じ海上保安官に通報し、通報を受けた警察官等は、直ちに市長及び知事に通報する。

3 ガス施設等

- (1) 危険時に際して、ガス事業所、高圧ガス製造所・貯蔵所・販売所及びプロパンガス販売所等の事業者は、経済産業大臣（中部近畿産業保安監督部長）、知事、市長、警察官、消防職員及び必要に応じ海上保安官に通報する。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄のガス販売事業者等の協力を得る。

- (2) 災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。
 - ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第58条）
 - イ 警戒区域を指定し、立入制限、禁止及び退去（同法第63条）
 - ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限（同法第64条）

- (3) 災害応急対策

- ア 発見、通報と住民の安全

市長、消防関係機関、警察官又はガス事業者等は、ガス漏れ等の通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動するとともに相互に連絡し、速やかに危険区域の住民に周知し、住民等の生命の安全を図る。

- イ ガス漏れの初期応急措置

ガス事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともに

第3章 災害応急対策計画

にガスを遮断するため、バルブを締め切る等の処置によりガス噴出を停止させ、二次災害を防止する。

ウ 作業の識別

ガス事業者等は、事故現場に急行する場合においては、ガス事業者等であることを識別できる腕章等を着用する。

エ 火気規制，立入り規制

市長及び消防職員は、ガス事業者等と協議の上、事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入り規制について、住民等に周知徹底させる。

オ 交通規制

警察官は、ガス事業者等と協議の上、事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域への立入り規制の実効をあげる。

カ 避難の指示及び場所

危険のおそれがある場合に市長は、区域内住民等に避難すべき理由を周知させ、風向・土地の高低を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導する。

4 資機材の配備（各担当部等）

防災関係機関は、大規模地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検，整備及び配備等の準備を行う。

第25節 災害警備計画

第1項 計画の主旨

地震災害の警備実施においては、実施計画に基づき災害情報の収集、災害警報の周知、避難、交通規制、犯罪の予防その他所要の措置を講じて、公共の安全と秩序の維持に当たる。

第2項 防災関係機関等が実施する対策（警察）

1 活動方針

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
- (2) 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

2 警察の任務

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

3 災害警備体制の確立

- (1) 職員の招集・参集
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定められたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。
- (2) 災害警備本部の設置
警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

4 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときに、警察署長は警備体制を解除する。

第3項 市が実施する対策

第3章 災害応急対策計画

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

第4項 市民や地域が実施する対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第26節 自衛隊災害派遣要請計画

第1項 計画の主旨

地震等自然災害時に市民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、この計画により自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書に次の事項を記入し、鈴鹿地域防災総合事務所長を経由して知事（災害対策課）に提出する。

ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 連絡場所及び連絡者

オ その他参考となるべき事項

※ 緊急時派遣要請先電話番号

県防災対策部災害対策課	（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ）	
		059-224-2189
三重県防災行政無線	地上系無線電話	8-*651~653
	衛星系無線電話	7-101-651~653

陸上自衛隊第33普通科連隊長	一般電話（久居）	059-255-3133
三重県防災行政無線	地上系無線電話	8-841-**-11
	衛星系無線電話	7-841-11

資料編16-3 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

- (2) 地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣を必要とする場合は、知事に上記派遣要請を行う。

3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書）

この場合、市長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通報することができる。

4 派遣部隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握（車両，航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導，輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医療，救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

5 派遣部隊の受入体制

市長は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、知事と連絡を密にし、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

6 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関

の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を行う。

7 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
- (4) 県・市・町が管理する有料道路の通行料

航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱要領

市が地震災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱については、次のとおりとする。

1 航空機派遣要請の受入れ準備

- (1) 派遣要請を行う場合は、県防災計画の要請手続によるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編9-4に記載されているヘリポートを使用する。）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（災害対策課）に連絡を行う。
- (2) ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石炭粉で直径10mのH印の設置を行い、上空より降下場所選定に備えておく。
- (4) 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
- (5) 着陸場と市役所及びその他重要箇所と通信連絡を確保しておく。

2 ヘリポートの取扱について

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。そのため、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（災害対策課）にその概要（略図添付）を報告する。

- (1) 面積を変更した場合

第3章 災害応急対策計画

- (2) 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- (4) 既設建物、電話施設等が改造され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- (5) グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合